

現場における工事の生産性向上をめざして



北陸地方整備局

※ 本資料は、国土交通省本省及び北陸地方整備局が作成した資料等により構成されています。

令和6年度（前期）生産性向上等説明会 内容

説明会の趣旨と品確法	資料－ 1
建設業界における働き方改革への取組み	資料－ 2
工事事故の発生状況	資料－ 3
円滑な工事施工の確保	資料－ 4
建設副産物実態調査	資料－ 5
インフラ分野のDXの推進	資料－ 6
i-Constructionについて	資料－ 7
最近の話題	資料－ 8
営繕工事の生産性向上等の取組	資料－ 9（午後）

説明会の趣旨と品確法

- 公共工事は、国民へ良質な社会インフラを提供することが求められる
- 将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠とされる
- 北陸地方整備局では受発注者が対等の立場で協働し、コミュニケーションの充実を図るために「工事の円滑化推進会議」（工事施工の円滑化４点セット）を運用。工事の生産性を向上させるための有効な手段として活用
- 本説明会は、受発注者の協働により、工事の品質確保および生産性の向上を図り、良質な社会インフラを提供していくために、これまでのi-Constructionへの取り組みを踏まえ、「インフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）」を推進し、新たな建設現場の構築を目指すために開催

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

五 **地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図る**ため、計画的に発注を行うとともに、**工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費**（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三條第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）**又は**財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと**。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行

(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

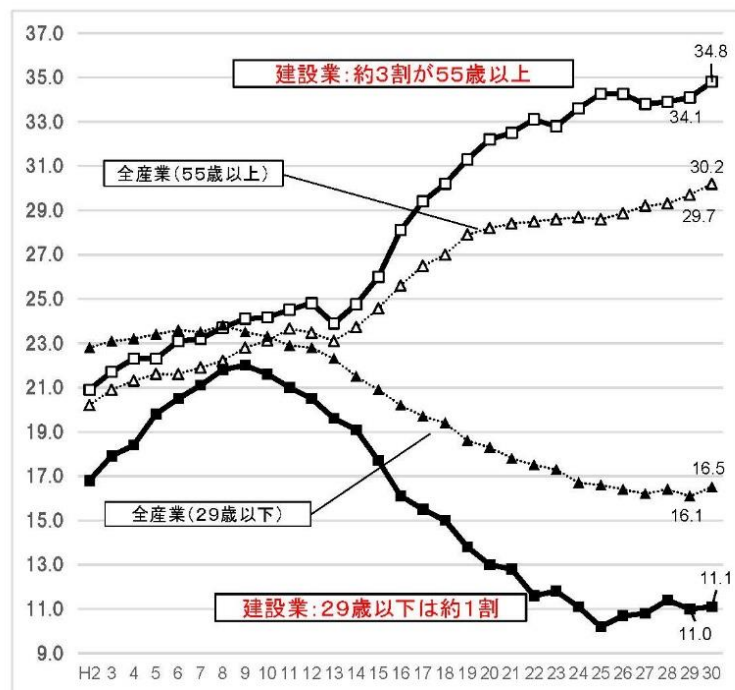
二 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

三 **受注者**（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる**公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保**並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

建設事業をとりまく現状と課題（建設従事者の年齢）

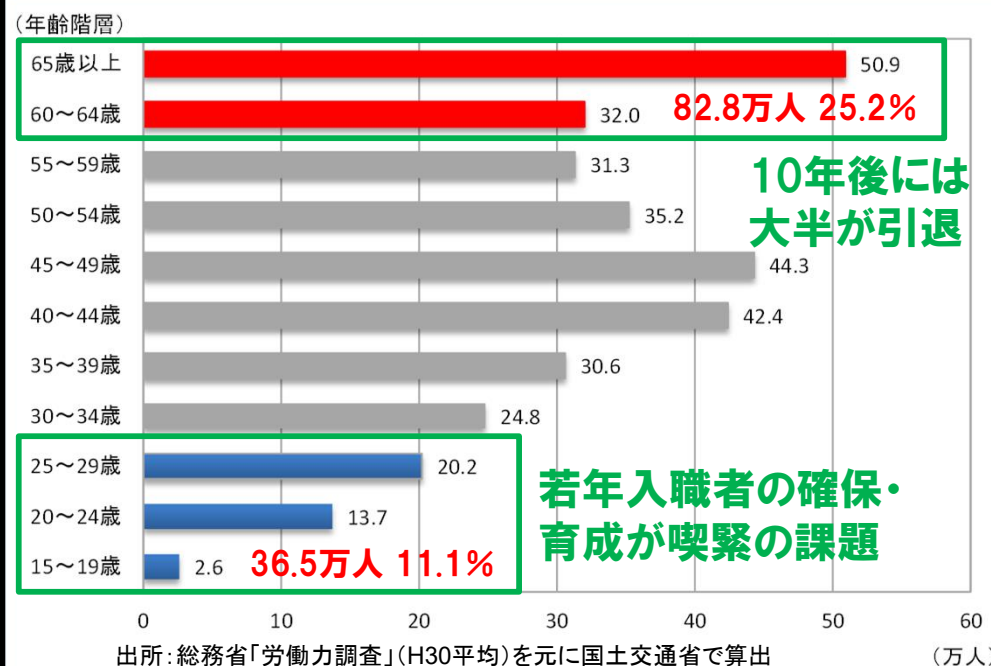
- ◆ 近い将来、60代以上の熟練技術者・技能労働者が大量離職（引退による退職）する可能性があり、担い手の確保、育成が喫緊の課題。

建設業の年齢階層別構成比の推移（全国）



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設従事者の年齢構成分布（全国）



出所:総務省「労働力調査」(H30平均)を元に国土交通省で算出

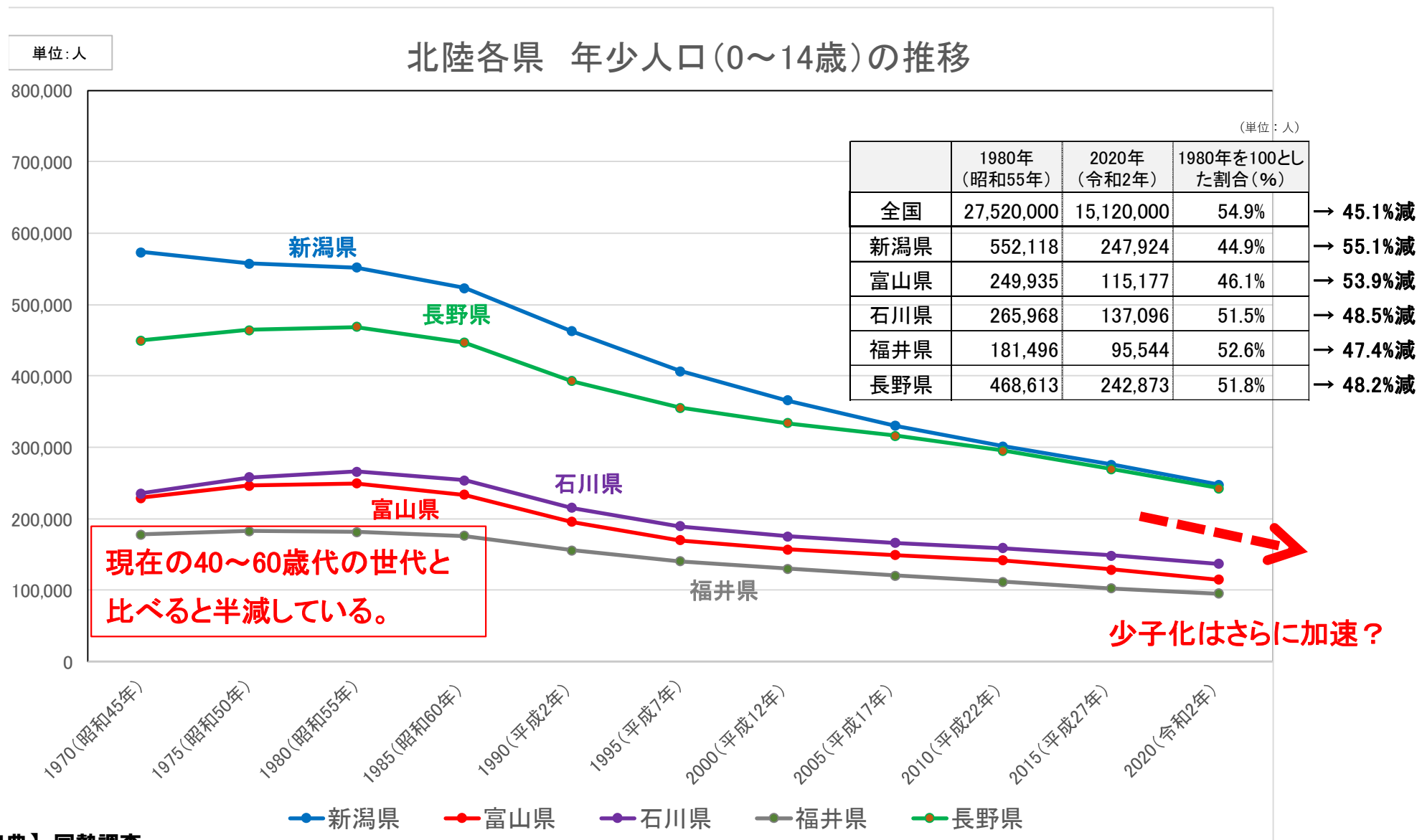
(万人)

- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行している。

- ◆ 60代の建設従事者は10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

建設業をとりまく現状（加速する少子化）

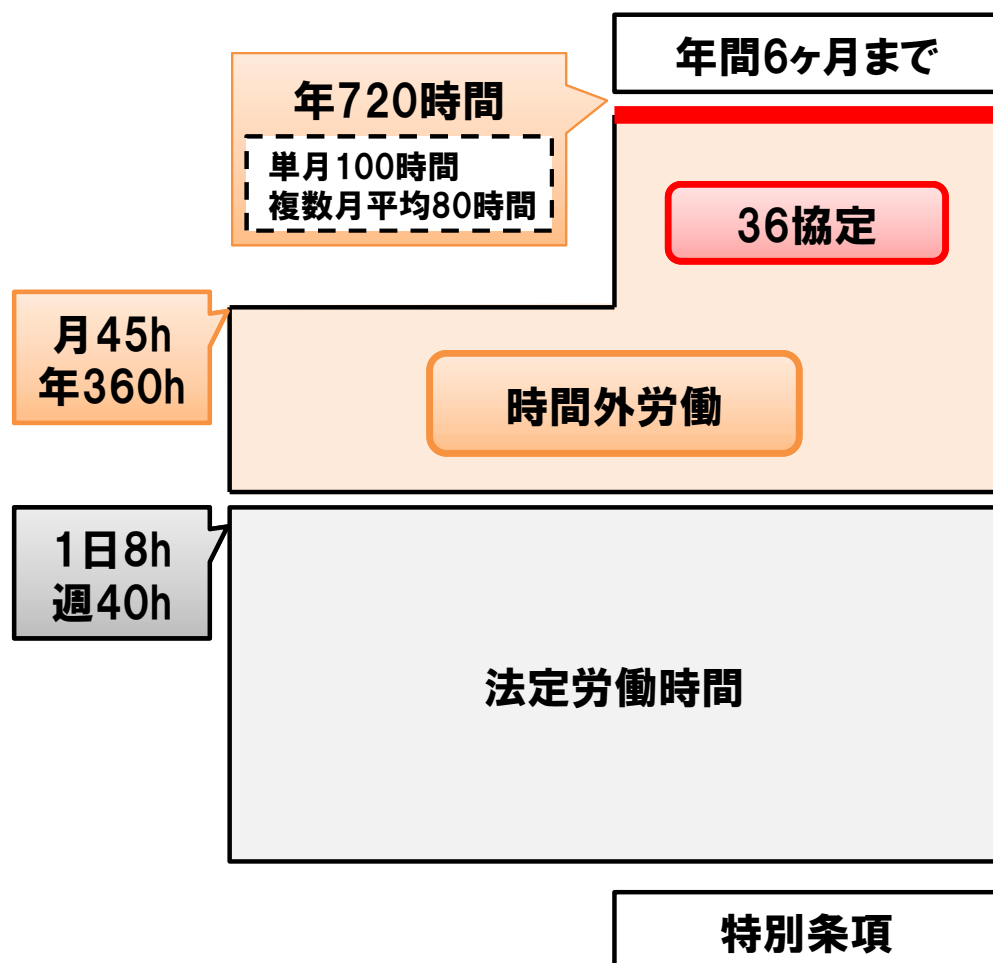
- ◆ 北陸各県における年少人口（15歳未満）の推移を見ると、約40年前の1980年からほぼ半減している。
- ◆ いずれの県も、全国の減少率（45%減）を上回っており、特に新潟県、富山県の減少幅が大きい。
- ◆ 地方では少子化がさらに加速すると推測されており、建設業界における「担い手の確保」は今後さらに厳しさを増すこととなる。



改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、施行から5年後の[令和6年(2024年)]に罰則付きの時間外労働規制が適用



36協定の限度

《労働基準法改正により法定:罰則付き》

- (1)・原則、月45時間かつ年360時間
- ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
- ① 年720時間(月平均60時間)
- ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
- a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
 - b.単月100時間未満(休日出勤を含む)
 - c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
- (2)建設業の取り扱い
- ・施行後5年間現行制度を適用
 - ・施行後5年以降一般則を適用。
- ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。

原則

※ 変更なし

《労働基準法で法定》

- (1)1日8時間・1週間40時間
- (2)36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3)災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)